

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上</p> <p>政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標 5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進</p> <p>政策目標 6 私学の振興 施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日)</p> <p>貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専修学校、大学に進学できる社会へと改革する。所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現する。このため、授業料の減免措置の拡充と併せ、給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。</p> <p>第一に、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校（以下「大学等」という。）に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにする。</p> <p>第二に、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。これについては、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるような措置を講じる。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日)</p> <p>真に支援が必要な、所得が低い家庭の子供たちに限って、大学などの高等教育無償化を実現する。住民税非課税世帯の子供たちについて、授業料の減免措置を拡充するとともに、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう、給付型奨学金を拡充する。これに準ずる世帯の子供たちについても、支援の崖が生じないよう、必要な支援を段階的に行う。</p>
	政策の達成目標	高等教育の無償化により、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば大学等に進学できるようにする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	—	
有効性	要望の措置の適用見込み	授業料等の減免措置及び給付型奨学金の支給を受けた学生等

	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	授業料等の減免措置及び給付型奨学金に非課税措置等がなされることにより、支援額が減額されないこととなるため、学生等の授業料及び学生生活費に係る経済的負担が確実に軽減されることから、手段として有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税でも同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	高等教育の無償化により、低所得世帯の学生等について、授業料等の減免措置及び給付型奨学金の支給を行うことは、学生等の進学・修学に係る経済的負担を軽減するものである。これらの支援が課税対象となることなどにより減額された場合、授業料及び学生生活費の負担が増大することとなるため、政策目的を達成する上で、非課税措置等を講じることが不可欠である。
	ページ	2—3

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	給付型奨学金制度創設時においては平成 29 年度税制要望において、給付型奨学金の差押禁止について要望しており、認められているところ。